

夜間金庫規定

1. (利用目的)

この夜間金庫は、当店における本人名義の当座預金、普通預金、その他の預金へ入金するため窓口営業時間外に利用してください。

2. (利用方法)

- (1) この夜間金庫を利用するときは、現金のほか預金に受け入れることのできる証券類（以下「証券類」といいます。）を、当行所定の入金伝票および通帳等とともに当行所定の預入用袋（以下「預入袋」といいます。）に入れ、その預入袋を施錠のうえ夜間金庫に投入してください。

なお、入金伝票には氏名、口座番号、入金額、その他必要事項を記入してください。

- (2) 預入袋を投入したのちは、夜間金庫の扉が閉じたことを確認のうえ、レシートを受け取ってください。

3. (契約期間等)

この夜間金庫契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとし、契約期間満了日までに本人または当行から解約の申出をしない限り、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。

継続後も同様とします。

4. (使用料)

- (1) この夜間金庫の使用料は、当行所定の料金により6か月分を前払いするものとし、毎年4月10日、10月10日（銀行休業日の場合は翌営業日）に本人が指定した預金口座から、預金通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ使用料に充当します。

なお、当初契約期間使用料は、契約時に契約日の属する月を1か月としてその月から月割計算によりお支払いいただきます。

- (2) 契約期間中に解約があった場合は、解約日に属する月の翌月からすでに前払いしている使用料を月割により返戻します。
- (3) 使用料は経済情勢の動向等により変更することがあります。変更後の使用料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。

5. (預金への受入処理)

- (1) この夜間金庫に投入された預入袋内の現金、証券類は、次の窓口営業時間開始後、当行所定の手続により確認のうえ指定の預金口座に受け入れますので、遅滞なく受入金額を確認してください。

- (2) 前項の取扱いにあたり、入金伝票に記載された金額が当行で確認した現金、証券類

の金額と相違している場合には、預金への受入金額は当行で確認した金額によるものとします。この処理をしたうえは、当行はその責任を負いません。

6. (預入袋等の返却)

この夜間金庫の預入袋ならびに通帳等は当行の受入手続終了後返却しますので、窓口営業時間中に来店のうえ受け取ってください。

7. (鍵の保管等)

- (1) この夜間金庫の外扉用鍵は本人が保管し、その鍵を使用して夜間金庫扉の開閉を行ってください。
- (2) この夜間金庫の預入袋の鍵正副2個のうち、正鍵は本人が、副鍵は当行が保管し、預入袋の開閉に使用します。

8. (鍵、預入袋の喪失、き損)

この夜間金庫の外扉用鍵、預入袋および預入用袋正鍵を失ったとき、またはき損したときは、ただちに書面によって当店に届出てください。なお、この場合、修理費、再製費または錠前等の取替えに要する費用を負担してください。

9. (損害の負担等)

この夜間金庫の利用にあたり、災害、事変その他の不可抗力による損害、投入口扉の不完全な開扉、預入袋の不完全な施錠、その他当行の責めによらない事由により生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この夜間金庫について第1条に定める目的によらない利用が行われ損害が生じても、当行は責任を負いません。

10. (解約等)

この夜間金庫契約は、本人または、当行の都合によりいつでも一時中止または解約することができます。この場合には、外扉用鍵、預入袋および預入用袋正鍵をただちに当店へ返してください。

11. (譲渡、転貸等の禁止)

この夜間金庫の利用権は譲渡、転貸または質入れすることはできません。なお、外扉用鍵、預入袋および預入用袋正鍵についても同様とします。

12. (規定の準用)

この夜間金庫規定に定めのない事項については、当行当座勘定規定、普通預金規定等の該当する預金規定により取扱います。

13. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更内容を記載した店頭表示、インターネット、又はその他の方法により周知します。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

株式会社 北日本銀行

[62076] 2020.11